

一般社団法人大磯町シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大磯町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を神奈川県中郡大磯町虫窪7に置く。

(目的)

第3条 センターは、健康で働く意欲をもつ定年退職者その他の高齢者等（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する。
 - (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う。
 - (3) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。
 - (4) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供を行う。
 - (5) 高齢者の就業に関する調査研究を行う。
 - (6) 高齢者の就業に関する相談と支援を行う。
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業を行う。
- 2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

(公告)

第5条 センターの公告は、センターの主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 センターは、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員等)

第7条 センターの会員（以下「会員」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とし、大磯町に居住して、働く意欲があり、センターの目的に賛同し、センターに参加する原則として60歳以上の健康な者とする。

2 その他特に代表理事が認めた者。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

2 代表理事は、前項の規定により承認したときは、理事会においてこれを報告しなければならない。

(会費)

第9条 会員は会員総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意退会等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、退会する。

(1) 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に届ければいつでも退会できる。

(2) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

① 大磯町に居住しなくなったとき

② 連絡が取れないとき

③ 他の企業等により雇用されたとき（但し、雇用とは、センターを優先できない状況をもって雇用とみなす。）

(3) 心身に支障をきたしたため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(4) 職務上の業務違反その他会員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(4) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号に該当する者である場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、不履行の義務は、これを免れることはできない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員を設置等)

第 14 条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事（代表理事を含む） 8人以上11人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事、1名を常務理事とする。

3 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務理事とする。

（選任等）

第 15 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、センター又はその子法人の理事もしくは従業員を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 16 条 代表理事は、センターを代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、センターの業務を処理し、事務局長を兼ねることができる。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び会員総会の議決に基づき業務を執行する。

（監事の職務・権限）

第 17 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び従業員に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前までに退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前までに退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員総会において会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、その役員を解任することができる。ただし、会員総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身に支障をきたしたため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）

第 20 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は、報酬を支給することができる。

2 役員に旅費及び会議等の費用を弁償することができる。

3 前 2 項の規定に関し必要な事項は、会員総会の決議を得て別に定める。

(取引の制限)

第 21 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 45 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第 22 条 センターは、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 センターは、外部役員との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額 10 万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び相談役)

第 23 条 センターに、顧問及び相談役を置くことができる。ただし、顧問及び相談役は、一般法人法の役員ではなく、センターに対して何らの権限を有しない。

2 顧問及び相談役は、任期を定めた上で理事会において議決し、代表理事が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役の職務)

第 24 条 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、参考意見を述べることができる。

第 4 章 会員総会

(種類)

第 25 条 センターの会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の 2 種とする。

(構成)

第 26 条 会員総会は、会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 27 条 会員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定

- (5) 各事業年度の事業報告及び収支決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において会員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
(開催)

第 28 条 定時会員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 会員総数の 10 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が代表理事にあったとき。

(招集)

第 29 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を会員総会の日とする臨時会員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに通知を発しなければならない。ただし、会員総会に出席しない会員が、書面によって、議決権を行使することができることとするときは、二週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 30 条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席した会員の中から選出する。ただし、理事・監事・事務局を除くものとする。

(定足数)

第 31 条 会員総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 31 条の 2 会員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(代理)

第 32 条 やむを得ない理由のため、会員総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知

された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条及び第34条第1項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第33条 理事又は会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第34条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

(会員総会規則)

第35条 会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第36条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止（第27条に定める会員総会決議を必要とするものを除く。）に関する事項
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定

(種類及び開催)

第38条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に召集の請求があったとき
- (3) 一般法人法の規定に基づき、監事から代表理事に召集の請求があったとき、又は監事が請求したとき

(招集)

第39条 理事会は、第3項及び前条第3号を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 前項の招集の通知が発せられないときは、前条第2号の請求をした理事又は前条第3号の請求をした監事が、理事会を招集することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第41条の2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第46条 センターは、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時会員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第 50 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 51 条 別表の財産は、センターの基本財産とする。

2 前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 52 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 53 条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 センターが公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 54 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告(第 2 号及び第 5 号の書類を除く。)しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の

2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 センターが公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 センターは、一般社団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 センターの事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第59条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章 付則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 63 条 センターは、センターに財産の贈与若しくは遺贈する者、センターの役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 64 条 センターの設立初年度の事業年度は、センターの成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 65 条 センターの設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	清田義弘
〃	仲出川三郎
〃	塚田 壽
〃	須藤政江
〃	原田啓三
〃	鈴木喜作
〃	勝又哲生
〃	北野 章
設立時代表理事	清田義弘
設立時監事	山口博良
〃	波多野敏明

(設立時社員の氏名、住所)

第 66 条 センターの設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

設立時社員	仲出川三郎	神奈川県中郡大磯町西小磯 2 8 7 番地の 4 9
〃	塚田 壽	神奈川県中郡大磯町生沢 2 4 3 番地の 6

〃 杉崎純一 神奈川県中郡大磯町寺坂 8 6 1 番地

(法令の準拠)

第 67 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大磯町シルバー人材センター設立のためその定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 8 月 25 日

設立時社員 仲出川三郎

〃 塚田 壽

〃 杉崎純一

改定 平成 24 年 5 月 19 日第 30 条・第 34 条 2

平成 25 年 5 月 18 日第 4 条(6)(7)・第 7 条 3・第 12 条(4)

平成 26 年 1 月 18 日第 5 条

平成 29 年 6 月 3 日第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条(3)、第 12 条(4)

第 14 条 2 項、第 15 条 2 項 4 項 5 項、第 16 条、第 18 条、第 19 条

第 20 条、第 21 条 3 項、第 23 条、第 24 条、第 28 条、第 29 条

第 31 条、第 32 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、

第 39 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条、第 54 条

令和 3 年 6 月 19 日第 27 条(5)